

# 税法ゼミナール

教 授 山 下 学

## 〈ゼミナールの目的・到達目標〉

「税金」についてなんらかの考えを持っている人は多いものの、はっきり言って、「税法」は難しい。従って、税法ゼミといっても、ゼミナールではゼミ生の就職の「集団面接」を想定して、ディベート能力や人との和、協調性と指導力といった能力を身につけてもらえるように指導する。そして、ゼミⅡに進んでから、学部の講義と共に、税法の考え方を身につけてもらえるように目的設定しており、税理士等専門職を目指す人のためだけのゼミナール運営ではない。

## 〈ゼミの内容、進め方〉

いきなり「税法」の基礎知識もない段階で税法の研究はできないので、ゼミナールⅠでは、時事問題等を使用してディベートやレポート作成、発表（プレゼンテーション）能力を身につけてもらえるように指導する（山下ゼミⅠでは、このディベートを「閣議」と呼んでいる）。ゼミナールⅡに進んでからは、税法や企業会計の講義を基礎に、所得税法、法人税法と消費税法を中心とした事例研究を行うが、大半は「ゼミナール大会」での発表論文の作成指導となる。

## 〈ゼミの年間スケジュール〉

1期は、時事問題から課題を出して、持ち回りで総理大臣を決めて上記の閣議を行っていく。夏休みには、ゼミⅠ、ゼミⅡ、ゼミⅢ生合同で、2泊3日の合宿を行い、学年間を超えて親睦を深める（新歓コンパや追い出しコンパは別途）。

2期から、初歩的な税知識を調べる課題を、前期同様、閣議で税法の考え方と、ディベート能力をさらに進めていく。

## 〈成績評価〉

基本的に、出席と発言を重視する。

## 〈求めるゼミ生像〉

税法について興味があり、何事も積極的に調べて書く意欲があれば、あとは皆と楽しくゼミの時間を過ごしてくれればそれが一番です。卒業生ともLINEでずっと交流が続いているアット・ホームなゼミ運営をしているので、それに馴染んでくれれば充分。

## 〈選抜方法〉

選抜は、申込書（志望の理由）の書面審査（先生）と面接（先輩ゼミ生）。面接には、ゼミの和を考えて、私自身はほとんど口を出さない。

## 〈募集人数〉

15名程度

## 〈教員からのお知らせ〉

所得を課税標準とする租税は取引の結果に課税されるのであるが、取引は民・商法といった私法取引に基づく。また、税務行政を理解するには行政法、税務訴訟は行政事件訴訟法や民事訴訟法、脱税事件を理解するには刑法総則及び刑事訴訟法の知識が必要である。さらには、所得計算のためには簿記・会計の知識が必要とされ、非常に広範囲な知識が要求される。コースとは無関係に、できるだけ広範囲な法律学知識を持ってもらえるよう、目一杯履修登録をして、単位を取ってください。